ボランティアスタートアップ支援事業要綱
（飯田市ボランティアセンター運営基金助成事業）

（目的）

飯田市内における自発的な意思に基づいた社会貢献活動を推進するため、新たにボランティア活動をスタートする団体を応援することを目的とし、飯田市ボランティアセンター運営基金を活用した助成金を交付します。

（助成の対象団体）

新たにボランティア活動をスタートし、今後の活動に継続性があると認められ、次の各号のいずれにも該当する団体。

（まちづくり委員会、単位自治会、企業を含む）

（1）飯田市内に活動の拠点がある団体

（2）代表者を含め３名以上の構成員で組織されている団体

（3）政治・選挙・宗教・特定の普及に関わらない団体

（4）暴力団または暴力団員等が関与していない団体

（助成の条件等）

（1）営利及び学術研究を目的とした活動でないこと

（2）政治的活動または宗教的活動でないこと

（3）趣味の会、サークル活動等主に自助を目的とする自主活動でないこと

（4）申請は、初年度１団体１回のみとする

（5）申請書と助成事業の内容に虚偽のないもの

（6）本事業以外で助成金を受けていないこと

（助成金額、助成の対象経費及び活動の実施期間、年間助成総額・申請期間）

（1）助成金額、対象経費

交付額は千円単位、30,000 円を限度として、飯田市ボランティアセンター所長が認める活動とし、具体的な対象経費、対象外経費は別表１の通りとする

（2）活動の実施期間

ボランティア活動を開始する期間は１年以内とする

（3）年間助成総額・申請期間

年間 30 万円の助成総額とし随時申請可とする。ただし上限に達した時点で年度の受付を終了とする。

（交付の申請）

助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第

１号）を提出し、団体構成員の名簿を添付する。

（交付の決定）

センターは申請者からの提出書類内容を審査し、その結果を交付決定・否決定通知書（様式第２号）を作成し申請者に通知する。

（助成金の支払）

助成決定した申請者は、助成金請求書（様式第３号）により助成金の請求を行う。

（実績の報告）

申請者は実施報告書（様式第４号）を、別に定める日までに提出し報告する。

※実施報告書には領収書と実施内容がわかる資料、写真等を添付し、領収書が取れないものについては、団体代表者の支払い証明書（様式任意）署名・押印があるものを添付する

（助成金の返還）

申請者が次の各号に該当する場合は、助成金の全額または一部を返還しなくてはならない。

（1）この要綱または交付決定に付した条件に違反した場合

（2）目的以外に助成金を使用した場合

（3）提出書類に虚偽の事項を記載または、助成金の交付に関し不正な行為があった場合

（4）決算額が助成額に比して減少した場合

（5）活動を中止した場合

（様式等書類）

（1）助成金交付申請書【様式第１号】

（2）助成金請求書【様式第３号】

（3）実施報告書【様式第４号】

※申請書等様式は、飯田市ボランティアセンター（以下センターという）窓口、または飯田市社会福祉協議会ホームページよりダウンロード

付則

この要綱は、令和　５年　４月　１日から実施する。

別表１

【助成対象経費】

項　目	使　途
諸謝金	講師謝礼等
旅費交通費	講師交通費、宿泊費
消耗品費	当該助成事業に係る消耗品代金
通信運搬費	郵送料、運搬料金等
賃借料	会場使用料、車両借上、事業に必要な備品等のレンタル代金
印刷製本費	チラシ、コピー代、印刷物等諸費等
保険料	ボランティア保険、行事用保険

※上記以外の事業に必要な経費（応相談）

【助成対象外経費】

①申請団体やその所有施設への費用

・通常運営費、維持管理費、人件費

・用地取得費、賃借費、補償費

②申請団体に所属している構成員に係る経費（個人に帰属するもの）

・団体構成員の講師謝礼、日当、旅費、飲食代

・個人所有機器等の借損料や燃料費、電話等の通信費

・個人の資格取得に係る経費

③自助活動と判断される活動経費

・宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動を目的とする経費

・営利、学術研究を目的とする経費

・サークル、趣味の活動を目的とする経費

④ハード整備を目的とした費用

・建物等の建設、修繕及びこれに付帯する経費

⑤その他

・物品のみの事業申請

・ウェブ制作のみの事業申請

・寄贈するための物品購入

・すでに終了している事業

※上記のほか、助成金事業の目的と異なる支出